## 主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

以上の経緯にかんがみると、本件抗告申立は、抗告申立人自身これが不適法(同年五月二九日の前記抗告棄却決定記載の理由により不適法)な申立として排斥されるべきものであることを熟知していたにもかかわらず、本件原決定を受けたことと刑事訴訟法四二一条本文の規定とに籍口して行つたものであると推認され、従つて、本件抗告申立は、通常抗告の濫用に該当することが明らかであるから、刑事訴訟規則一条二項に違反する申立であり、既に、この点において不適法な申立といわなければならない。

よつて、刑事訴訟法四二六条一項前段により主文のとおり決定をする。 (裁判長裁判官 山本卓 裁判官 藤原昇治 裁判官 雛形要松)